

《会計・税務の知識》 ネット取引で思わぬ課税！

インターネットでの商取引が経常化し、新聞報道等でのインターネットに関連する収入の申告漏れの記事をよく目にします。今回は、インターネットでよくある取引の税務について、解説します。

1. 個人の税務（所得税）

給与所得及び退職所得以外の所得が年20万円を超えると、確定申告をする必要があります。

（1）オークション販売で収入

個人で日常的に使用していた洋服や雑貨、電化製品などの生活用動産を、インターネットで販売した時には、所得税の課税はされません。ただし、次の点に留意する必要があります。

1個又は1組の価格が30万円を超える宝石貴金属、書画、骨董を売却した時に売却益が生じれば、その売却益に対して課税されます。この場合の所得区分は、譲渡所得になります。不動産以外の譲渡所得であれば、最高で50万円の所得控除ができます。一方、奢侈品を売却した時に損失が生じたとしても、残念ながら他の所得と損益が通算できません。

オークションなどで商品を安く購入し、高く販売する行為を繰り返しているような場合には、日常的に使用していた生活用動産の販売とはいえないため、所得税の課税対象となります。この場合の所得区分は、その販売行為が事業的規模であれば事業所得であり、そうでないのであれば雑所得になります。雑所得に該当する場合、商品の売却により損失がでて、他の所得と損益が通算できません。

なお、売却収入からは、商品の取得代金などの経費を控除することができます。

（2）アフィリエイトで収入

インターネットのブログなどにアフィリエイト広告を掲載し、アフィリエイト収入が得られた場合には、その収入に対し所得税課税がされます。人気ブロガーは、アフィリエイト収入も積み重なると相当な金額になりますので要注意です。

アフィリエイト収入は、雑所得に該当します。もちろん、アフィリエイトサイトの運営が事業的規模であれば、事業所得に該当します。

（3）懸賞サイトで収入

懸賞サイトで懸賞金を受領した時にも、所得税が課税されます。懸賞金の所得区分は、一時所得に該当し、そ

の利益のうち50万円を超える額について、その超えた額の半分に課税されます。金銭でなく、賞品で受領したのもであっても課税対象になるので要注意です。金券や有価証券等以外の賞品は、正価に60%を乗じて計算した額が収入金額になります。

なお、賞金を支払う会社は、賞金から50万円を控除した額の10%を源泉徴収する必要があります。

（4）ゲームアイテム販売で収入

オンラインゲームのアイテムやゲーム通貨は、ゲーム中で獲得し装備利用するだけでは、課税されません。ただし、ゲームアイテムが不要になったときなどに、本物の通貨で販売した時には、所得税が課税されます。

ゲームアイテムを生活用動産と考え、売却益は非課税だとすることはできないようです。

2. 法人の税務（消費税）

法人でインターネットを利用しての取引で悩むのは、消費税の取扱いです。国外取引であれば消費税は課税されないのですが、インターネットを通して、国内の事業者が国外の事業者へ販売する場合などに、国内外判定に迷ってしまうことがあります。たとえば、ソフトウェアのインターネットでの販売です。

ソフトウェアは、消費税法上、著作権等に該当し、消費税法上の国内外判定は、その譲渡又は貸付けを行う者の住所地で行います。

国内の法人がソフトウェアを販売する場合の国内外判定は、国内取引になります。ただし、非居住者に対して行われる著作権等の譲渡又は貸付けについては、輸出免税の適用を受けることになります。

つまり、インターネットを通じてソフトウェアを販売する場合に、CD-ROMなどで購入者に郵送する場合だけでなく、サーバーからダウンロードする状態で販売する場合も、居住者に対する販売であれば消費税課税取引、非居住者に対する販売であれば消費税輸出免税取引です。

電子商取引は、広域に国際的に取引ができ、参入障壁も低いといえます。インターネット取引は、誰でも参加でき、活性化されている一方、所得税などの申告漏れが多発しています。インターネットでも税務でもルールを守ることが大切です。

